

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年(2013 年) 2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項中「第２章」の次に「（第８条を除く。）」を、「第３章」の次に「（第１４条を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市市税条例の規定は、平成２５年１月１日から適用する。

町田市市税条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(町田市行政手続条例の適用除外) 第 3 条の 2 町田市行政手続条例(平成 8 年 12 月町田市条例第 30 号)第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章(第 8 条を除く。)及び第 3 章(第 14 条を除く。)の規定は、適用しない。 2 略	(町田市行政手続条例の適用除外) 第 3 条の 2 町田市行政手続条例(平成 8 年 12 月町田市条例第 30 号)第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。 2 略